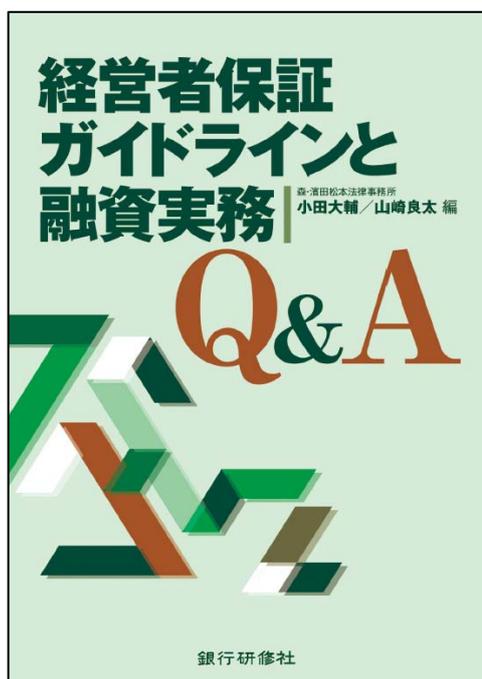


# 経営者保証ガイドラインと融資実務 Q & A

■ 弁護士 小田大輔  
弁護士 山崎良太 編著

「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されました。金融庁は、監督指針で当ガイドラインの積極的な活用、融資慣行として浸透・定着させることを各金融機関に要請しており、特に「営業現場の第一線まで本ガイドラインの趣旨や内容の周知徹底」を図るべく、態勢整備に取り組むよう指示しています。もとより本ガイドラインは、融資契約締結段階における説明、契約書の記載内容、契約締結後の見直し、保証債務の整理手法などが規定されており、特に中小・地域金融機関の融資実務に大きな変革をもたらすものです。すなわち融資担当者には、まずはガイドラインの内容を徹底的に理解することが求められます。本書は、本ガイドラインの規定を実務の観点からQ&A形式でまとめたものですので、こうした学習ニーズに即対応できます。



A5判・並製・80頁  
700円＋税

新時代の融資慣行の確立に向けた第一歩に！

## ● 読解が難しいガイドラインを平易に解説

当ガイドラインは難解な用語で書かれているため、ガイドラインの周知だけでは当該融資慣行の浸透・定着は実現しません。営業店担当者向けの解説書として刊行する本書をご活用いただければ、「営業現場の第一線までの周知徹底」を実現することができます。

## ● 経営者保証は徴求できなくなる？

従来どおり経営者に保証人になってもらうことは可能です。しかし、ガイドラインの規定に則った対応を行うことが必要です。すなわちガイドラインの理解がなければ、業務に支障をきたすことは間違いありません。こうした実務上の変更点を本書は解説します。

## ● 経営者保証の概念が変わる

今後、既存の保証契約内容について見直しが必要されたり、保証金額全額の履行請求ができなくなる可能性が出てきます。経営者保証の概念が変わり、債権管理上きちんとした対応が不可欠です。本書は、こうした観点についてもきちんと解説しています。

銀行研修社

〒170-8460 東京都豊島区北大塚 3-10-5 電話 03-3949-4101(代) FAX03-5567-1733  
大阪 TEL 06-6374-8141 名古屋 TEL 052-242-3705 仙台 TEL 022-374-9340 福岡 TEL 092-481-1882

<http://www.ginken.jp>

## 1. 経営者保証ガイドラインとは

- Q 1 経営者保証はどうか？～ガイドラインの策定経緯と概要～
- Q 2 ガイドラインに法的拘束力はあるのか？
- Q 3 企業と経営者の一体性に合理性や必要性があれば経営者保証を徴求することは可能か？
- Q 4 ガイドラインの適用対象となる保証契約の要件とは？
- Q 5 経営者以外との保証契約でもガイドラインが適用される場合とは？
- Q 6 いわゆる第三者保証にこのガイドラインは適用されるのか？

## 2. 経営者保証に依存しないための実務

- Q 7 債務者が経営者保証の提供なしに融資を希望する場合、どのような経営状況であることが求められるか？
- Q 8 法人と経営者との関係の明確な区分・分離のための具体的方法とは？
- Q 9 外部専門家による、主たる債務者における体制整備・運用の状況についての検証とその結果の開示とは？
- Q 10 経営の透明性確保のために必要な情報開示の方法とは？
- Q 11 事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合、主たる債務者は何を行うべきか？
- Q 12 ガイドラインを踏まえると、金融機関等は経営者保証を求めないようにすべきなのか？
- Q 13 経営者保証のない融資の要請がなければ、経営者保証を求めない可能性等を検討しなくてもよいのか？
- Q 14 金融機関等は、どのような要件を満たしている場合に経営者保証徴求の要否を検討すべきか？
- Q 15 経営者保証の機能を代替する融資手法である「停止条件または解除条件付保証契約」のメリット・デメリットは何か？
- Q 16 停止条件付保証契約のコバナンツとしては、具体的にどのような内容が考えられるか？
- Q 17 経営者保証の機能を代替する融資手法である ABL のメリット・デメリットとは何か？
- Q 18 ABL の取組み上の留意点としてはどのようなものがあるか？
- Q 19 経営者保証の機能を代替する融資手法として、「金利の一定の上乗せ」をする場合とはどのような場合か？
- Q 20 経営者保証の機能を代替するその他の融資手法としては、どのような方法が考えられるか？

## 3. 経営者保証を徴求する際の実務対応

- Q 21 主たる債務者が経営者保証以外の融資手法によることを希望しない場合、金融機関等は経営者保証を徴求しても問題ないか？
- Q 22 経営者保証の徴求が許容される「経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合」とはどのような場合か？
- Q 23 経営者保証の徴求が許容される「中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められる場合」とはどのような場合か？
- Q 24 経営者と保証契約を締結する際、金融機関等は主債務者や保証人に対して、どのような事項について説明を行うことが求められ、どのような体制整備が求められるか？
- Q 25 「保証契約の必要性」及び「保証契約の変更・解除等の見直しの可能性」について、どのような説明をすればよいのか？
- Q 26 「保証履行時の履行請求の範囲」について、どのような説明をすればよいのか？
- Q 27 保証金額の設定は、どのような考え方に基づき行えばよいのか？

- Q 28 適切な保証金額を設定する観点から、保証契約には何を規定することが必要か？
- Q 29 保証人の資産状況の表明保証と適正性の確認とは？
- Q 30 「保証債務の額が復活する」のは、どのような場合か？
- Q 31 経営者たる保証人に対して保証債務全額の履行請求はできないのか？

## 4. 経営者保証契約の見直し

- Q 32 債務者が既存保証契約の見直しを申し入れる場合、どのような経営状況であることが求められるか？
- Q 33 債務者から既存保証契約の見直しの申入れがあった場合、金融機関等にはどのような対応が求められるか？
- Q 34 主たる債務者に事業承継が生じた場合、保証契約の承継に関して金融機関等に求められる対応は？
- Q 35 事業承継を機に後継者から経営者保証を徴求しないこととする場合の対応は？
- Q 36 後継者と新たに保証契約を締結する場合、金融機関等はどのような点に留意すべきか？
- Q 37 前経営者から保証契約の解除要請があった場合の判断方法は？

## 5. 経営者保証債務の履行請求とガイドライン

- Q 38 ガイドラインにより保証債務履行請求はどう変わるのか？
- Q 39 ガイドライン適用開始前に履行された保証債務の取扱いとは？
- Q 40 ガイドラインに基づく保証債務の整理手続の概要は？
- Q 41 保証人がガイドラインに基づき保証債務整理を申し出るための要件は？
- Q 42 準則型私的整理手続とは何か？
- Q 43 主債務と保証債務の一体整理は、どのような流れで行われるか？
- Q 44 保証債務のみを整理する場合、どのような方式で行われるか？
- Q 45 ガイドラインに基づく保証債務整理の要請を謝絶できる合理的理由とは？
- Q 46 保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請とは何か？
- Q 47 保証債務に関する一時停止・返済猶予の要請があった場合、金融機関等はどのように対応すべきか？
- Q 48 ガイドラインに基づく保証債務の整理を行う場合、経営者責任のあり方は？
- Q 49 保証人の手元に残すことのできる残存資産の考え方は？
- Q 50 残存資産の範囲決定に際して求められる表明保証及び適正性の確認とは？
- Q 51 残存資産の範囲を決定するために、どのような事項を勘案する必要があるか？
- Q 52 残存資産の範囲決定に際しての経済合理性の判断方法は？
- Q 53 保証人の残存資産の拡張として認められる範囲は？
- Q 54 債務者の事業継続に不可欠な資産を保証人が所有している場合、どのように対応すべきか？
- Q 55 ガイドラインに基づく保証債務の弁済計画とは？
- Q 56 保証債務の弁済計画にはどのような事項を記載すべきか？
- Q 57 保証債務を減免する際の弁済及び減免の実施方法は？
- Q 58 支援専門家は、ガイドラインの手続においてどのような役割を担っているか？
- Q 59 保証債務の免除要請に対応する必要がある場合は？
- Q 60 ガイドラインに基づく保証債務弁済計画の進捗が思わしくない場合、どのように対応すべきか？

資料 経営者保証に関するガイドライン（抜粋）